

水道クロスコネクションの禁止

クロスコネクション？

「水道の給水管」と「山水や井戸水など水道以外の管」が直接連結（直結）されていることをいいます。

バルブを設置し、必要に応じて水道水と山水や井戸水などを切替えて使用されているような状態もクロスコネクションになります。

なぜ禁止されているの？

水道の給水管と山水や井戸水など水道以外の管が直結されていると、バルブの故障や操作不良などにより、山水や井戸水などが水道本管に流入することがあります。この水が汚染されていた場合、周辺のご家庭では飲用に適さない危険な水を飲んでしまうことになります。

公衆衛生上の観点から、クロスコネクションは水道法により固く「禁止」されています。

安心・安全な水道は、私たち 皆の財産です。
一人ひとり、ルールを守った正しい利用をお願いします。

〔お問い合わせ先〕 上下水道課 ☎ 22-3119

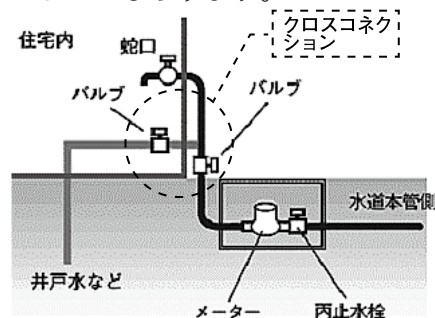
発見されたとき

クロスコネクションが発見されたときは、そのご家庭の給水を一旦停止することになります。切り離したことが確認できるまで、水道の利用はできません。

現在、クロスコネクションとなっているご家庭、事業所の方は、早急に改善してください。

クロスコネクションをそのまま放置しておく・・・

山水や井戸水などが水道本管に流入するばかりではなく、反対に大量の水道水が「山水や井戸」などに流れ込み、後日思いもよらない水道料金が請求されることがあります。この場合の水道料金の免除または減額措置は一切ありません。場合によっては、高額な過料が掛かることもあります。



「四万十町雇用創出事業」を創設しました

四万十町は、今年度より町内の雇用状況の再生創出を促進することを目的に、四万十町雇用創出事業を創設しました。

●地域雇用推進事業

町内に事務所を有する事業主（法人等）が企画した新規性を有する事業、又は規模拡大を図る事業で、「継続的な雇用機会の創出の効果」「今後の地域経済の発展に資する効果」「若者の定住の効果」の効果が高いと認められる事業を支援します。

〈補助内容〉

補助対象経費の3分の2を補助します。ただし、事業を継続するときは、1年目は補助対象経費の3分の2以内を補助し、2年目は2分

の1以内、3年目は3分の1以内と変動します。
※事業実施期間は、6ヵ月以上とします。（事業の内容により3年間の継続が可能）
※起業、創業の事業主は、200万円を限度とします。

〈申請書提出期限〉平成24年2月10日
（平成24年4月から事業開始の場合）

※雇用創出事業に取り組むときは、あらかじめ事業計画書を町長（窓口 商工観光課）に提出し、承認を受けておく必要があります。詳細については下記までお問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕 商工観光課 ☎ 22-3281